

本庄市住宅用太陽光発電システム設置補助金 申請の手引き

地球温暖化対策の一環として、市民の方が、太陽光発電システムを設置された場合、その費用の一部を予算の範囲内で市が補助します。

対象設備

* 太陽光発電システム * 太陽光を利用して発電を行い、次のア～オ全てを満たすもの。

- ア 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの。
- イ 低圧配電線と逆潮流有りで連系するものである。（商用電力と連系し、自家使用を越える余剰分については、電力会社に売電することができるものである。）
- ウ 電力会社と電灯契約（電灯又は小型機器を使用する需要に関する契約をいう。）を締結している。
- エ 未使用品である。
- オ 電力の購入開始年月日が、**令和6年4月1日以降**である。

受付期間

補助金の交付を受けたい方は、電力会社と太陽光発電システムの電力受給を開始した日から、令和7年3月31日までに申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、環境推進課(市役所4階)へ提出してください。

◆受付期間 令和6年5月7日(火)～令和7年3月31日(月)
(土・日・祝日・年末年始を除く)

◆受付時間 8:30～12:00、13:00～17:00

※期間中でも予算額に達したところで受付を終了します。

補助対象となる方

市内の住宅（共同住宅及び併用住宅（ただし、延べ面積の二分の一以上を居住の用に供するもの）を含む）に太陽光発電システムを設置または設置された（系統連系していないものに限る）建売住宅を購入し、その住宅に自ら居住し、以下の要件をすべて満たす個人。

- ・市税に滞納がない
- ・設置に係る住宅及びその敷地等に建築基準法、都市計画法等の違反がない
- ・過去に同じ補助金の交付を受けたことがない

補助金の額

2万円/kW（千円未満の端数は切り捨てる。） **上限 … 7万円（3.5kW）**

※ 太陽電池の最大出力（kW）は、小数点以下第2位未満の端数を切り捨てる。

◆以下の①、②に該当する方については、それぞれ補助金額が2割増額されます。

①・親と同居、近居（親が市内に住んでいる）

・生計を一にする中学生以下の子がいる

・生計を一にする中学生以下の子がいる親族と同居

のいずれかに該当する場合

②市内に本社のある事業者[※]に工事依頼をする場合

(注意)①の加算要件に該当し加算を受ける方で、「申請に必要な書類 ⑨」で証明ができない場合は証明するための書類（戸籍等）が必要となります。申請前にご相談ください。

申請に必要な書類

- ① 本庄市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 住宅全体の写真と太陽光発電システムの設置状況を示すカラー写真
（いずれもカラー写真であること。A4 サイズの用紙に印刷する、または貼り付ける）
- ③ 太陽光発電システムの配置図
（②の写真により太陽電池モジュールの枚数が確認できる場合は不要です）
- ④ 設置費にかかる領収書と内訳書のコピー
- ⑤ 電力会社との電力受給契約の締結を証する書類（「接続契約のご案内」）のコピー
- ⑥ 電力の購入開始年月日を証する書類のコピー
※発電者の氏名、購入開始年月日（系統連系開始年月日）が確認できる書類
（例 1）購入実績お知らせサービス「購入電力量のお知らせ」をプリントアウトしたもの
（例 2）受給契約申込受付サービスの「工程照会」をプリントアウトしたもの等
- ⑦ 太陽電池モジュールの出力対比表
（設置枚数分の製造番号及び出力が確認できるもの）
- ⑧ 建築確認済証のコピー（新築住宅の場合のみ必要です）
- ⑨ 「世帯全員」「続柄」が記載の住民票（コピー不可）（申請日より 3 ヶ月以内に発行されたもの）
☆住民票交付窓口 ・市民課（市役所 1 階） ・支所市民福祉課（アスピアこだま 1 階）
〔マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストア等で取得できます。〕
※「親と同居・近居（市内）」「生計を一にする中学生以下の親族と同居」の要件に該当し、加算を受ける場合には、戸籍謄本等が必要になることがあります。申請前にお問い合わせ先までご相談ください。
- ⑩ 市税に滞納がない証明書（申請日より 3 ヶ月以内に発行されたもの）
☆市税に滞納がない証明書交付窓口
・課税課（市役所 1 階） ・支所市民福祉課（アスピアこだま 1 階）
- ⑪ 案内図（住宅の位置がわかるもの）
- ⑫ 債権者登録申出書
- ⑬ その他市長が必要と認めるもの

【補助対象設備の公称最大出力の合計値が 10kW 以上の設備について】

公称最大出力の合計値が 10kW 以上の設備を設置されている場合は、余剰電力を売電していることを証明する書類として発電方法が記載された認定証明書「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明について」又は「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について」が申請時に必要です。

■お問い合わせ先■ 環境推進課ゼロカーボン推進係 TEL 0495-25-1249（直通）